

TKTC 仮訳

実施手続

1. 原産地証明書

規則 1 書類

- (a) 原産地証明書は、付録 1 に示す様式に従い、ISO A4 サイズの用紙に記載する。それは、英語で記入するべきである。英語以外の場合は無効である。
- (b) 2007 年 1 月 1 日に改正された統一システム(HS)の関税分類番号を、原産地証明書に 6 桁のレベルで明記するべきであり、原産地証明書に記載された製品の説明は、仕入書に記載された説明と実質的に同一でなければならず、可能な場合には、製品の HS に基づく説明と同一であるべきである。
- (c) 原産地証明書は、インドの場合は原本及び写し 3 部、日本の場合は原本のみから成る。
- (d) 輸入締約国の税関当局が原産地証明書を受理しない場合には、輸入締約国の税関当局は、その理由を当該製品の輸入者に通知する。

規則 2 申請

輸出者又はその権限のある代理人は、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対し、輸出される製品が輸出締約国の原産品であることを証明する適切な裏付書類とともに原産地証明書の申請を行うべきである。輸出者又はその正当な権限のある代理人の署名は、サイン又は電子的に印刷することができる。

規則 3 発給

- (a) 原産地証明書は、原則として、船積みの日から 3 日以内に発給されるべきである。
- (b) 輸出者又はその権限のある代理人の要請により第(a)号に規定する期限前に原産地証明書が発給されていない例外的な場合には、当該原産地証明書は、輸出締約国の法令に従い、船積の日から 12 箇月以内に遡及発給することができる。この場合には、付録 2 に定める原産地証明書の関連する欄において「遡及発給」と明記するべきである。

TKTC 仮訳

この場合には、製品の関税上の特惠待遇を要求する製品の輸入者は、輸入締約国の法令に従うことを条件として、遡及発給された原産地証明書を輸入締約国の税関当局に提供することができる。遡及発給される原産地証明書は、付録 2 に定める関連する欄における船積の日を明記するべきである。

- (c) 輸入者は、輸入の際に原産品の輸入者が原産地証明書を所持していない場合には、輸入締約国の法令に従い、関税上の特惠待遇を与えられていない製品により納付された超過関税又は寄託された寄託金について、附属書 3(OCP)第 3 節の規定に従って発給される原産地証明書及び、必要な場合には、製品の輸入に関するその他の文書を輸入締約国の税関当局に提示の上、払戻しを申請することができる。

注：本項にかかわらず、日本への輸入の場合、支払った超過関税の払戻しは適用されない。

- (d) 輸出締約国の権限のある政府当局の代表者又はその指定団体の代表者の原産地証明書への署名は、サイン又は電子的に印刷することができる。

- (e) 各原産地証明書は、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体が発給する証明番号を付したものであるべきである。同一の証明番号は、他の原産地証明書の発給に再び使用されてはならない。

- (f) 輸出者又はその権限のある代理人は、原産地証明書の原本がその有効期間の満了前に盗難、滅失又は破損された場合には、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対し、その所持する輸出書類に基づいて新たな原産地証明書を新たな証明書番号とともに発給するよう要請することができる。この場合には、元の原産地証明書は、無効とするべきである。新たな原産地証明書は、欄 8 に「認証された真正な写し」という単語を含むべきである。新たな原産地証明書には、元の原産地証明書の発給の日付及び原産地証明書の証明番号を記載する。新たな原産地証明書は、元の原産地証明書の有効期間中有効であるべきである。

規則 4 修正

- (a) 原産地証明書に誤った情報が含まれる場合には、輸出者又はその権限のある代理人は、原産地証明書の再発給及び元の原産地証明書の失効を請求するべきである。
- (b) (a)号の規定にかかわらず、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体は、(a)号に規定する再発給の請求に応じ、又は自発的に、取り消し線で消し、必要な追加を行うこと

TKTC 仮訳

により、原産地証明書を修正することができる。そのような修正は、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体の承認された署名及び印章により認証されるべきである。

- (c) (b)号に規定するもの以外の削除、上書き及び修正は、発給された原産地証明書について認められるべきでない。

規則 5 軽微な誤り

輸入締約国の税関当局は、軽微な誤り(例えば、軽微な不整合又は記載漏れ、タイプミス、指定された欄のスペースを超えること等)を無視するべきである。ただし、これらの軽微な誤りが原産地証明書の真正性又は原産地証明書に含まれる情報の正確性に影響を及ぼさないことを条件とする。

規則 6 二以上の仕入書

附属書 3(OCP)第 4 節第 1 項の規定の適用上、原産地証明書であって、1 回の船積みのために発行された二以上の仕入書の番号及び日付が示されたものは、輸入締約国の税関当局により受理されるべきである。

規則 7 第三国の仕入書

輸入締約国の税関当局は、仕入書が第三国に所在する自然人又は法人により発行されるという理由のみで原産地証明書の受理を拒否すべきではない。

規則 8 関税上の特惠待遇の対象とならない産品の説明を含む原産地証明書

関税上の特惠待遇の対象とならない産品が他の関税上の特惠待遇の対象となる他の産品と併せて原産地証明書に記載されている場合には、当該原産地証明書は、関税上の特惠待遇の対象となる産品についてのみ有効である。

2. 管理及び執行

規則 9 事務局の窓口

TKTC 仮訳

- (a) 輸出締約国の権限のある政府当局の窓口は、次のとおりである。
 - インドの場合は、商工省商務局
 - 日本の場合は、経済産業省の貿易経済協力局貿易管理部原産地証明書室

- (b) 輸入締約国の税関当局の窓口は
 - インドの場合は、財務省歳入局の中央関税局
 - 日本の場合は、財務省の関税局・税関

- (c) 両締約国は、本実施手続の採択に際し、(a)号及び(b)号に規定する窓口の住所、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレスを相互に提供するものとし、当該情報に関する修正については、当該修正後 30 日以内に通知する。

- (d) 輸出締約国の権限のある政府当局は、原産地証明書の発給を行う団体を指定し、又はその指定を受けた者について修正もしくは取消しを行う場合には、当該指定、修正もしくは取消しを直ちに輸入締約国に通報するべきである。

規則 10 原産地証明書の見本、署名見本及び印章の印影の交換手続

両締約国は、本実施手続の採択の日及びその後の修正があった時に、原産地証明書の発給のために使用される原産地証明書、署名見本及び印章の印影を相互に提供するべきである。

規則 11 連絡

- (a) 附属書 3(運用上の証明手続き)第 6 節から第 8 節までの規定の適用上、輸出締約国の権限のある政府当局と輸入締約国の税関当局との間の連絡は、在日インド大使館又は在インド日本大使館を通じて行うべきである。そのような連絡は、受領確認を付したいかなる方法によっても行われるべきである。

- (b) 輸出締約国の権限のある政府当局と輸入締約国の税関当局との間の直接の連絡は、(a)号に規定する連絡と並行してファクシミリ又は電子メールにより行うことができる。

- (c) 附属書 3(OCP)第 6 節第 2 項及び第 7 節第 4 項の規定に基づく回答を提供する期間は、(a)号の規定に基づき、要請の受領の確認の日から開始するべきである。

TKTC 仮訳

- (d) (a)号から(c)号までの規定にかかわらず、インドの税関当局は、日本において発給された原産地証明書の真正性を確認するため、日本の経済産業省が提供する EPA CO レファレンスシステムにアクセスすることができる。

規則 12 輸送中又は保管中の産品

本協定の効力発生の日に輸出締約国から輸入締約国に通過している原産品又は輸入締約国の保税地域に一時的に保管されている原産品については、輸入締約国の法令に従って遡及発給された原産地証明書が当該輸入締約国の税関当局に提出されることを条件として、関税上の特恵待遇が与えられるべきである。

規則 13 附属書 3(OCP)第 2 節第 4 項の規定に基づき税関当局が要求する書類

輸入締約国の税関当局は、本協定の第 34 条に規定する積送基準を満たす場合には、附属書 3(OCP)第 2 節第 3 項(a)に規定する船荷証券の写しが既に提出されているときであっても、次の各号のいずれかに掲げる事情があるときは、輸入者に対し、第 3 項(b)に規定する書類の提出を求めることができる。

- (a)容器を開封した場合
- (b)容器のシール番号を変更した場合
- (c)容器番号を変更した場合
- (d)包装を開封した場合

付録 1 原産地証明書の様式

付録 2 原産地証明書の指示

<p>1. 輸出者の名称、住所及び国名:</p>	<p>証明番号</p>	<p>ページ数 /</p>	
<p>2. 輸入者の名称、住所及び国名:</p>	<p>日本とインド共和国との包括的経済連携協定</p> <p>原産地証明書</p> <p>_____で発給。</p>		
<p>3. 輸送の詳細(手段及び経路)(分かる範囲で)</p>			
<p>4. 品目番号(必要に応じて)、記号及び番号、包装の個数及び種類、 製品の説明、HS 関税分類番号</p>			
<p>8.備考</p> <p><input type="checkbox"/> 第三国の仕入書 <input type="checkbox"/> 遡及発給</p>			
<p>9. 輸出者による申告:</p> <p>私儀、署名者(は)、次のことを申告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 上記の詳細及び記述は、真実かつ正確である。 - 上記の産品が本証明書の発給に必要な条件を満たしている。 - 上記の産品の原産地は以下の通りである。 <p>場所と日付 _____</p> <p>署名: _____</p> <p>氏名 (印字) _____</p> <p>会社 _____</p>	<p>10. 証明</p> <p>輸出者の申告が正しいこと、を実施した管理に基づきここに証明する。</p> <p>権原のある政府当局又は指定官庁</p> <p>_____</p> <p>印章</p> <p>場所と日付 _____</p> <p>署名 _____</p>		

日本とインド共和国との間の包括的経済連携協定(以下「本協定」という。)に基づく特恵待遇のためにこの書式を受諾する締約国は、日本及びインドである。

一般条件

本協定に基づく関税上の特恵待遇の条件は、日本又はインドに輸出される産品が以下であるべきである。

- I. 日本又はインドにおいて譲許を受けることができる産品(HS コードを含む。)の説明に該当すること
- II. 本協定の第 27 条に規定されている以下の特恵基準の要件のいずれかに適合すること 及び
- III. 本協定の第 34 条の積送基準の規定に適合すること。

特恵基準

- A. 本協定の第 28 条に定めるところにより、産品が当該締約国において完全に得られ、又は完全に生産されていること。
- B. 産品が本協定第 29 条の要件を満たしていることを条件に、当該産品が当該締約国において完全に得られ、又は生産されたものではないこと。

原産地証明書に関する指示

関税上の特恵待遇を要求する目的上、当該書類は、輸出者又はその権限のある代理人により読みやすく、かつ、完全に記入され、かつ、権限のある当局又はその指定団体により認証されるべきである。当該書式は英語で記入するべきである。当該書類は、それが発給された後に修正された場合は、無効とされるべきである。ただし、実施手続の規則 4(b)に規定する場合は、この限りでない。

この書類のスペースが、産品及び他の関連情報の詳細を明記するのに不十分な場合、輸出者又はその権限のある代理人は、付録 1 の追加ページを用いて情報を提供することができる。この場合には、付録 1 のすべての追加ページは、輸出者又はその権限のある代理人により読みやすく、かつ、完全に記入され、かつ、権限のある当局又はその指定団体により証明されるべきである。

欄1 輸出者の正式名称、住所及び国名を記載する。

欄2 輸入者の正式名称、住所及び国名を記載する。

本協定の第 26 条(f)号に規定する「輸入者」とは、輸入締約国に産品を輸入する自然人及び法人(例えば、輸入を申告する荷受人)をいう。

TKTC 仮訳

- 欄3 分かる範囲内で、積荷港名、中継港名、荷揚げ港名、船舶名/フライト名を記載する。
遡及発給の場合、船積日(即ち、船荷証券又は航空貨物運送状の日付)。
- 欄4 品目番号(必要に応じて)、記号及び番号、包装の個数及び種類、HS 2007 に基づく関税分類番号、及び各輸出品の説明を記載する。
各産品について、HS 関税分類番号を 6 桁のレベルで明記すべきである。
原産地証明書に記載される産品の説明は、仕入書に記載された説明と実質的に同一でなければならず、可能な場合には、当該産品の HS に記載された説明と同一であるべきである。
- 欄5 各産品について、どの特惠基準(上記の特惠基準の下で A 又は B)が適用可能かを記載する。
原産地規則は、本協定の第 3 章、附属書 2 及び附属書 3 に記載されている。
注: 関税上の特惠待遇の適用を受けるためには、各締約国の産品は、挙げられている特惠基準のうち少なくとも 1 つを満たさなければならない。
該当する場合、累積用の「ACU」、僅少の非原産材料用の「DMI」、及び代替可能な産品又は資材用の「FGM」と明記する。
- 欄6 各産品について、数量(重量は総重量又は正味重量として表示してもよい)を明記する。
- 欄7 各産品の仕入書番号及び日付を明記する。仕入書は、当該産品の輸入締約国への輸入のために発行されたものであるべきである。
仕入書が原産地証明書の発給先である輸出者とは別の者により発行され、仕入書を発行する者が第三国に所在する場合、「第三国の仕入書」の欄に(✓)チェックを付け、仕入書を発行する者の正式な名称及び住所を欄 8 に明記すべきである。
原産地証明書の発給時に第三国で発行された仕入書の番号が分からない例外的な場合には、仕入書番号及び原産地証明書の発給先である輸出者が発行した仕入書の日付を欄 7 に明記すべきである。また、「第三国の仕入書」の欄に(✓)チェックを付け、当該他の仕入書を発行する者の正式な名称及び住所を欄 8 に明記すべきである。この場合には、輸入締約国の税関当局は、輸入申告された産品に関し、仕入書及び輸出締約国から輸入締約国への取引を確認する他の関連書類の提出を輸入者に対して求めることができる。
- 欄8 原産地証明書が遡及発給された場合、発給機関は、欄 8 の「遡及発給」欄に(✓)チェックを付け、欄 3 に船積日を明記すべきである。実施手続の規則 3(f)に従って原産地証明書が新たに発給される場合には、発給機関は、原産地証明書の「認証された真正な写し」、発給日及び証明番号を明記すべきである。
その他必要に応じて備考を記載する。

TKTC 仮訳

欄9 この欄は、輸出者又はその権限のある代理人が記入し、署名し、日付を記入するべきである。「日付」は、原産地証明書を申請する日であるべきである。

注：輸出者又はその権限のある代理人の署名は、サイン又は電子的に印刷することができる。

欄10 この欄は、輸出締約国の権限のある当局又はその指定団体が記入し、日付を記入し、署名し、かつ、押印するべきである。

注：権限のある当局又はその指定団体の署名は、サイン又は電子的に印刷することができる。

通知 1. この書式に入力された品目は、真実かつ正確であるべきである。原産地証明書に関する虚偽の申告又は書類は、輸出締約国の法令に従って罰則の対象にするべきである。

通知 2. 原産地証明書は、輸入締約国の税関当局における原産地判定の基礎とするべきである。

無因転与禁止

1. 輸出者の名称、住所及び国名:	証明番号	ページ数 /	
2. 輸入者の名称、住所及び国名:	インド共和国と日本との包括的経済連携協定 原産地証明書 _____で発給。		
3. 輸送の詳細(手段及び経路)(分かる範囲で)			
4. 品目番号(必要に応じて)、記号及び番号、包装の個数及び種類、 製品の説明、HS 関税分類番号	5. 特惠基準	6. 数量	7. 仕入書の 番号及び日 付
8.備考 <input type="checkbox"/> 第三国の仕入書 <input type="checkbox"/> 遡及発給			
9. 輸出者による申告: 私儀、署名者(は)、次のことを申告する。 - 上記の詳細及び記述は、真実かつ正確である。 - 上記の製品が、本証明書の発給に必要な条件を満たしている。 - 上記の製品の原産地は以下の通りである。 場所と日付 _____ 署名: _____ 氏名 (印字) _____ 会社 _____	10. 証明 輸出者の申告が正しいことを、実施した管理に基づきここに証明する。 権原のある政府当局又は指定官庁 _____ 印章 場所と日付 _____ 署名 _____		

インド共和国と日本との間の包括的経済連携協定(以下「本協定」という。)に基づく特惠待遇のためにこの書式を受諾する締約国は、インド及び日本である。

一般条件

本協定に基づく関税上の特惠待遇の条件は、インド又は日本に輸出される産品が以下であるべきである

- I. インド又は日本において譲許を受けることができる産品(HS コードを含む。)の説明に該当すること
- II. 本協定の第 27 条に規定されている以下の特惠基準の要件のいずれかに適合すること 及び
- III. 本協定の第 34 条の委託基準の規定に適合すること。

特惠基準

- A. 本協定の第 28 条に定めるところにより、産品が当該締約国において完全に得られ、又は完全に生産されていること。
- B. 産品が本協定第 29 条の要件を満たしていることを条件に、当該産品が当該締約国において完全に得られ、又は生産されたものではないこと。

原産地証明書に関する指示

関税上の特惠待遇を要求する目的上、当該書類は、輸出者又はその権限のある代理人により読みやすく、かつ、完全に記入され、かつ、権限のある当局又はその指定団体により認証されるべきである。当該書式は英語で記入するべきである。当該書類は、それが発給された後に修正された場合は、無効とされるべきである。ただし、実施手続の規則 4(b)に規定する場合は、この限りでない。

この書類のスペースが、産品及び他の関連情報の詳細を明記するのに不十分な場合、輸出者又はその権限のある代理人は、付録 1 の追加ページを用いて情報を提供することができる。この場合には、付録 1 のすべての追加ページは、輸出者又はその権限のある代理人により読みやすく、かつ、完全に記入され、かつ、権限のある当局又はその指定団体により証明されるべきである。

欄1 輸出者の正式名称、住所及び国名を記載する。

欄2 輸入者の正式名称、住所及び国名を記載する。

本協定の第 26 条(f)号に規定する「輸入者」とは、輸入締約国に産品を輸入する自然人及び法人(例えば、輸入を申告する荷受人)をいう。

欄3 分かる範囲内で、積荷港名、中継港名、荷揚げ港名、船舶名/フライト名を記載する。

TKTC 仮訳

遡及発給の場合、船積日(即ち、船荷証券又は航空貨物運送状の日付)。

欄4 品目番号(必要に応じて)、記号及び番号、包装の個数及び種類、HS 2007 に基づく関税分類番号、及び各輸出品の説明を記載する。

各産品について、HS 関税分類番号を6桁のレベルで明記するべきである。

原産地証明書に記載される産品の説明は、仕入書に記載された説明と実質的に同一でなければならず、可能な場合には、当該産品のHSに記載された説明と同一であるべきである。

欄5 各産品について、どの特惠基準(上記の特惠基準の下でA又はB)が適用可能かを記載する。

原産地規則は、本協定の第3章、附属書2及び附属書3に記載されている。

注: 関税上の特惠待遇の適用を受けるためには、各締約国の産品は、挙げられている特惠基準のうち少なくとも1つを満たさなければならない。

該当する場合、累積用の「ACU」、僅少の非原産材料用の「DMI」、及び代替可能な産品又は資材用の「FGM」と明記する。

欄6 各産品について、数量(重量は総重量又は正味重量として表示してもよい)を明記する。

欄7 各産品の仕入書番号及び日付を明記する。仕入書は、当該産品の輸入締約国への輸入のために発行されたものであるべきである。

仕入書が原産地証明書の発給先である輸出者とは別の者により発行され、仕入書を発行する者が第三国に所在する場合、「第三国の仕入書」の欄に(✓)チェックを付け、仕入書を発行する者の正式な名称及び住所を欄8に明記するべきである。

原産地証明書の発給時に第三国で発行された仕入書の番号が分からない例外的な場合には、仕入書番号及び原産地証明書の発給先である輸出者が発行した仕入書の日付を欄7に明記するべきである。また、「第三国の仕入書」の欄に(✓)チェックを付け、当該他の仕入書を発行する者の正式な名称及び住所を欄8に明記するべきである。この場合には、輸入締約国の税関当局は、輸入申告された産品に関し、仕入書及び輸出締約国から輸入締約国への取引を確認する他の関連書類の提出を輸入者に対して求めることができる。

欄8 原産地証明書が遡及発給された場合、発給機関は、欄8の「遡及発給」欄に(✓)チェックを付け、欄3に船積日を明記するべきである。実施手続の規則3(f)に従って原産地証明書が新たに発給される場合には、発給機関は、原産地証明書の「認証された真正な写し」、発給日及び証明番号を明記するべきである。

その他必要に応じて備考を記載する。

欄9 この欄は、輸出者又はその権限のある代理人が記入し、署名し、日付を記入するべきである。「日付」は、原産地証明書を申請する日であるべきである。

TKTC 仮訳

注：輸出者又はその権限のある代理人の署名は、サイン又は電子的に印刷することができる。

欄10 この欄は、輸出締約国の権限のある当局又はその指定団体が記入し、日付を記入し、署名し、かつ、押印するべきである。

注：権限のある当局又はその指定団体の署名は、サイン又は電子的に印刷することができる。

通知 1. この書式に入力された品目は、真実かつ正確であるべきである。原産地証明書に関する虚偽の申告又は書類は、輸出締約国の法令に従って罰則の対象にするべきである。

通知 2. 原産地証明書は、輸入締約国の税関当局における原産地判定の基礎とするべきである。

【免責条項】

本資料は、株式会社東京共同トレード・コンプライアンスが日本語に仮訳したものととなります。参考資料としてご利用いただくことは可能ですが、提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、株式会社東京共同トレード・コンプライアンスは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

2023年4月18日